

構造的に伸び悩む名目所得

【ポイント】

1. 雇用の改善に比べて、所得の回復が遅れている。2003年10～12月期の名目雇用者報酬は前年比0.1%減と2四半期連続で水面下となっている。
2. 企業が正社員をパートへ置き換えることで、パートタイム労働者比率が高まっているが、パートタイム労働者の増加によるマクロベースでの所得の押し上げ効果は限定的であり、構造的に所得の回復は遅れる傾向になっている。
3. 今後も、コスト競争力をアップさせるために、パート中心の雇用確保が見込まれることから、個人消費の本格的な回復には暫く時間を要するだろう。

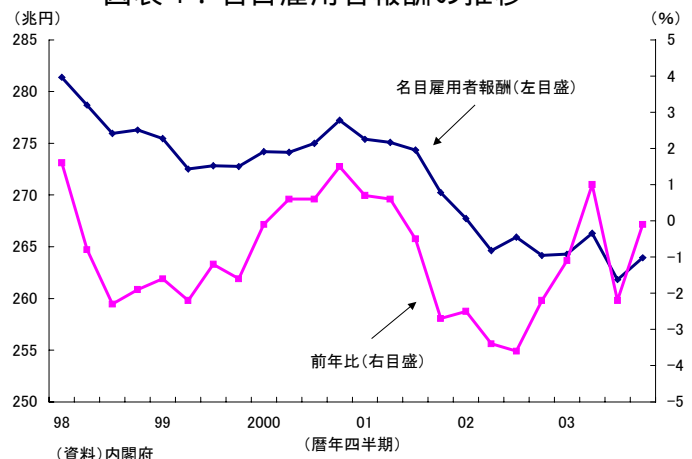
外需主導の景気回復が続いている。海外の景気回復を背景に輸出が増加し、生産活動が活発化している。それに伴い企業収益は回復傾向となり設備投資も増加基調となっている。通常の景気回復期であれば、企業収益の回復が雇用・所得環境に波及して、個人消費が盛り上がることになるが、所得の改善が遅れており、内需主導の自律的な回復は未だみられない。確かに2004年入りしてから、2004年2月の百貨店売上高が前年比2.3%増と4ヵ月振りにプラスとなり、デジタル家電を中心に家電販売の売れ行きが好調であることなど、個人消費に明るい兆しが見え始めているが、金融不安の後退や企業のリストラの一服、先行き不透明感の後退などマインド先行による側面が強く、名目所得の改善が遅れる中では、その持続性に疑問が持たれる。

ここでは主に毎月勤労統計調査（以下：毎勤統計）の一般労働者とパートタイム労働者の雇用・所得環境を通じて、足元の所得動向を確認する。

1. 回復が遅れる名目所得

景気回復期の通常パターンは、まず残業代の増加等によって所得が回復に転じ、その後、雇用環境が改善することになるが、足元の動向をみると通常の回復期とは反対の動きとなっている。2004年2月の失業率は5.0%と2003年1月の5.5%をピークに0.5ポイント低下するなど雇用環境が改善傾向となる一方で、所得の改善が遅れており、2003年4～6月期の名目雇用者報酬は、8四半期振りに一旦前年比プラスとなったものの、10～12月期は前年比0.1%減と2四半期連続でマイナスになった（図表1）。また、好調部門である大企業製造業については、“下期のボーナスが前年比プラスに”とマスコミを賑わしたが、毎勤統計で2003年年末賞与をみると、製造業が前年比1.0%増となっているものの、その他の業種は軒並み前年割れとなっており、調査産業計では同1.3%減となった。

図表1. 名目雇用者報酬の推移



(資料)内閣府

(暦年四半期)

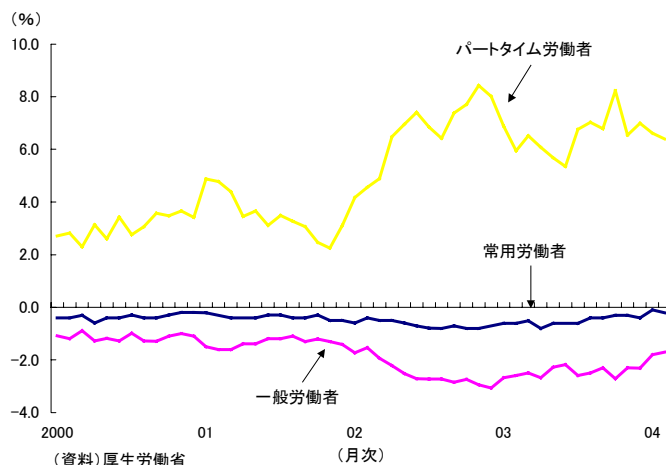
2. 毎月勤労統計調査における雇用・所得の動向について

毎勤統計を用いて常用労働者の雇用・所得環境の動向を確認する。毎勤統計は5人以上の事業所を対象とした調査¹であり、常用労働者は一般労働者とパートタイム労働者に分けられる。足元の動向をみると、以下のような特徴が挙げられる。

一般労働者が減少する一方で、パートタイム労働者の増加が続く

常用雇用指数によって一般労働者とパートタイム労働者の前年比の推移を確認すると、パートタイム労働者がプラスの伸びを維持している一方で、一般労働者は1997年12月以降、水面下で推移している(図表2)。2003年には、パートタイム労働者が前年比6.6%増と増加しているのに対して、一般労働者は同2.5%減となっており、常用労働者全体では、同0.5%減となった。徐々に雇用の悪化に歯止めがかかりつつあるが、一般労働者がパートタイム労働者に置き換わっており、雇用形態は着実に変化している。業種別にみると、多くの業種でパートタイム労働者の割合が増えており、特に、卸売・小売業やサービス業での上昇が目立つ。

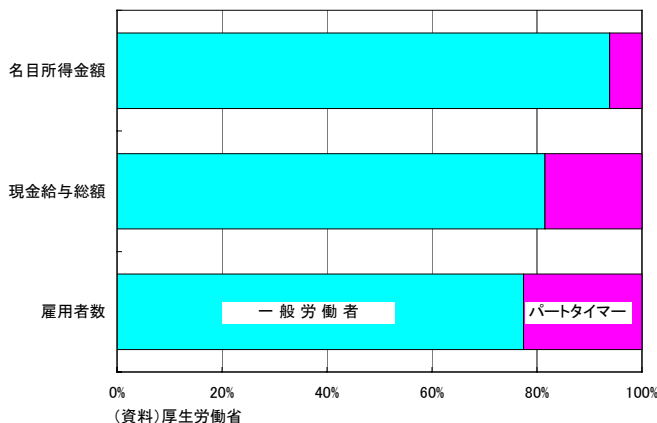
図表2. 常用労働者(前年比)の推移



パートタイム労働者の増加による所得の押し上げ効果は限定的

図表3は、2003年の一般労働者とパートタイム労働者の比率を示したものである。パートタイム労働者数は雇用者全体の20%強を占めているが、現金給与総額(一人当たり賃金)は、一般労働者が41.4万円であるのに対して、パートタイム労働者は9.4万円と一般労働者の4分の1にも満たない。そのため、雇用者数に現金給与総額をかけた名目所得金額をみると、パートタイム労働者は雇用者全体の6%程度にとどまっている。名目所得金額の動向をみると、パートタイム労働者は雇用者数の増加に加え、現金給与総額も増えており、前年比プラスとなったが、名目所得金額の約94%を占める一般労働者は、現金給与総額が前年比0.1%増となったものの、雇用者が減少したために前年比マイナスとなった。その結果、常用労働者全体の名目所得金額は、前年比マイナスとなったが、それは一般労働者の減少分をパートタイム労働者の増分で補えなかったためであり、また、現金給与総額についても前年比0.4%減となった。それぞれの現金給与総額は前年比プラスであるが、パートタイム労働者数が増加する一方で、賃金の高い一般労働者数が減少しており、常用労働者全体では水面下を脱することができない。

図表3. 常用労働者の内訳



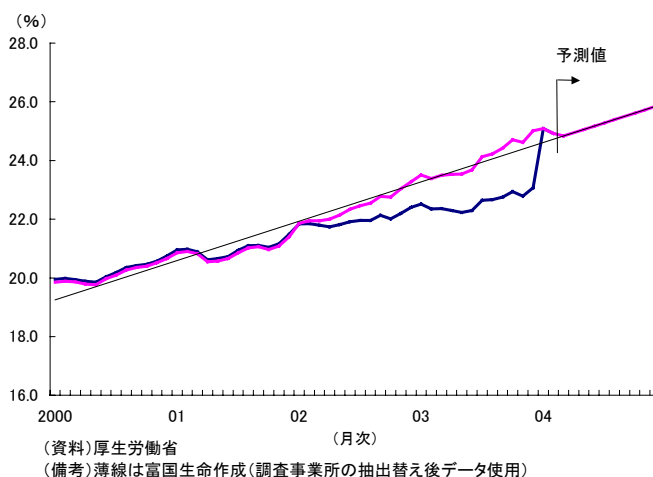
伸び悩む可能性が高い名目所得

図表4はパートタイム労働者比率の推移を示したものであるが、2004年1月以降、調査事業所の抽出替えによってギャップが生じている。そのためギャップを調整したパートタイム労働者比率(薄線)をみると、2000年以降は、好・不況期を経ているにも関わらず、安定した上昇トレンドを描いている。先行きをトレンド線から推計すると、パートタイム労働者比率は2004年末で25.8%と前年末に比べ約0.8ポイント高まることを見込まれ、仮に、一般

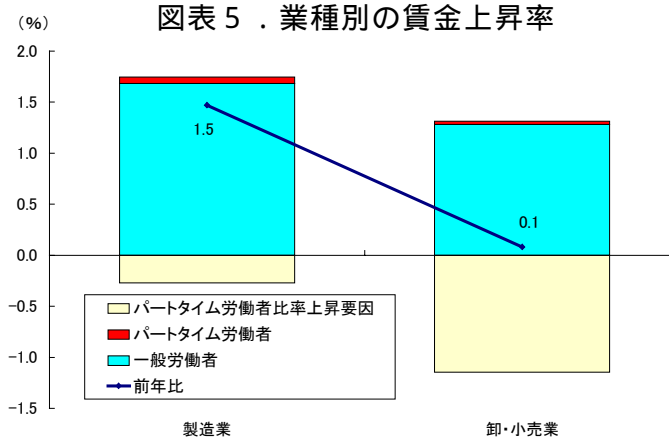
労働者とパートタイム労働者の年間の現金給与総額が伸びなければ、パートタイム労働者比率の上昇によって、2004年の常用労働者の現金給与総額は前年に比べ約1.2%減少することになる。このようにパートタイム労働者比率が趨勢的に上昇することで、常用労働者の現金給与総額にマイナス圧力が掛かっている。今後についても、雇用者数は全体で増加に転じることもあるだろうが、企業は収益力を維持するために相対的に賃金の低いパートタイム労働者を増やすことで対応する可能性が高く、パートタイム労働者比率の上昇が続くと見込まれる。循環的な要因では、現金給与総額の増加や雇用者数増によって、一時的に名目所得金額がプラスに転じる局面もあるだろうが、構造的に名目所得金額は下押し圧力に晒されている。

図表5は、製造業と卸・小売業の常用労働者の現金給与総額を、一般労働者、パートタイム労働者、パートタイム労働者比率の上昇で要因分解したグラフである。一般労働者の現金給与総額は、製造業が前年比1.8%増、卸・小売業が同1.5%増となり、それぞれ常用労働者の現金給与総額を大きく押し上げており、パートタイム労働者も、押し上げ効果は限定的であるがプラス寄与となった。一方、パートタイム労働者比率の上昇要因は、製造業が約0.3ポイント、卸・小売業が約1.1ポイントのマイナス寄与となり、この差によって、常用労働者の現金給与総額は、製造業が同1.5%増加する一方で、卸・小売業が同0.1%増と伸び率に差が生じている。もともと卸・小売業は、パートタイム労働者比率が43.9%(製造業14.2%)と高い上、上昇幅(製造業が0.3ポイント上昇、卸・小売業が1.0ポイント上昇)が大きく、常用労働者全体の現金給与総額の伸びを抑制している。

図表4 . パートタイム労働者比率の推移



図表5 . 業種別の賃金上昇率

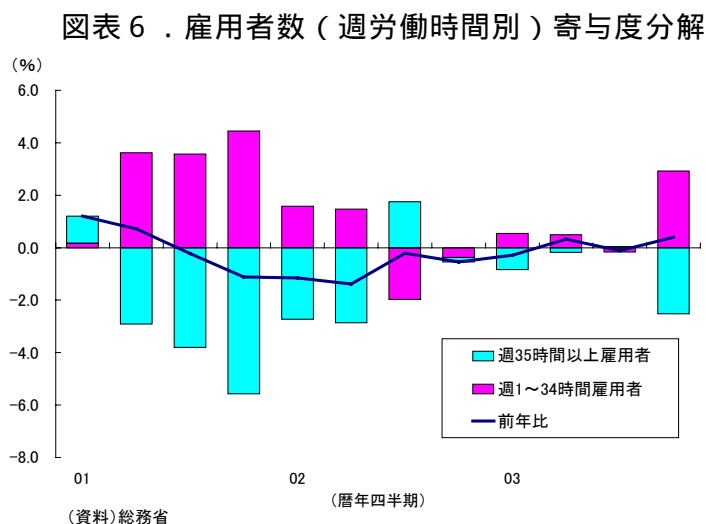


3 . 毎月勤労統計調査と労働力調査の相違点

毎勤統計では常用労働者(いわゆる雇用者)は依然として水面下になっているが、他方、総務省の「労働力調査」の雇用者数は既に前年比プラスとなっている。そもそも両

統計の定義が異なっており、雇用者数(2003年平均)も毎勤統計の4,290万人に対して、労働力調査では5,335万人と約1千万人の開きがある。主な相違点を挙げると、毎勤統計は5人以上の事業所に対する調査に対して、労働力調査は国民を対象としたアンケート調査とカバレッジが異なる上、労働力調査では、調査期間中にたまたま1時間働けば雇用者となるなど毎勤統計に比べ基準が緩くなっている。

労働力調査では、雇用者数は2003年11月以降4ヵ月連続でプラス化している。その内訳をみると、週労働時間が35時間以上の雇用者数は2003年10~12月期が前年比3.4%減と水面下であるが、週1~34時間の雇用者数は同11.5%増と大幅増となっている(図表6)。この週1~34時間の雇用者は、毎勤統計の定義ではパートタイム労働者に該当し、労働力調査でもパートタイム労働者中心の増加が確認できる。また、毎勤統計と労働力調査の雇用者数の回復テンポの違いは、定義の相違から推測すると、毎勤統計にはカウントされない極めて短期間の労働者の増加によるものと考えられる。



4. 構造的に回復が遅れる所得

以上のように、雇用者の減少に歯止めがかかったといっても、相対的に賃金の低いパートタイム労働者の増加によるものであり、依然として一般労働者の減少は続いている。このようなパートタイム労働者数の増加による所得の押し上げ効果も限定的であり、一般労働者のマイナス分を補えず、全体の名目所得金額の回復が遅れている。

デフレ下で売上が伸び悩む中、企業が固定費の削減によって収益を改善させてきた。その中心は人件費であり、新規採用を抑制し早期退職優遇制度などで正社員の削減を進める一方で、相対的に賃金が低いパートを増やし、近年では、中途採用の拡大や派遣社員を雇うなど、雇用形態を多様化させている。また、3月には改正労働者派遣法が改正され、製造業への人材派遣が可能になるなど法的整備も進んでいる。こうした雇用形態の多様化は、個々の企業にとっては、繁忙期にあわせた雇用者数の増減が可能となり、機動的な人件費削減の調整が可能となるなど競争力向上の有益な手段であるが、マクロベースの所得では、労働分配率が抑制されることで、一人当たり賃金の伸び悩みに繋がる。今後についても、企業はグローバルな競争下にあり、コスト削減の手綱を緩めないと見込まれることから、年々パートタイム労働者比率は上昇傾向となり、構造的に名目所得金額は増えづらい状況が続くだろう。

所得の伸び悩みが予想される中、消費性向の上昇による消費拡大には限界がある。従って、今後も日本経済は外需に左右される展開が続く可能性が高い。

(財務企画部 森実 潤也)

¹ 常用労働者は、事業所に使用され給与を支払われる労働者のうち、期間を定めずに、又は1ヵ月を超える期間を定めて雇われている者、日々又は1ヵ月以内の期間を定めて雇われている者のうち、調査期間の前2ヵ月にそれぞれ18日以上雇い入れられた者、のいずれかに該当する者である。そのうちパートタイム労働者は、1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者、1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者より短い者、のいずれかに該当する者であり、一般労働者はパートタイム労働者以外の常用労働者となっている。